

中華人民共和国クリーン生産促進法

[嶄鯖繁耐慌才忽賠準伏恢陥序隈]

中華人民共和国主席令 第 72 号

「中華人民共和国クリーン生産促進法」は、中華人民共和国第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 28 回会議において採択された。ここに公布し、2003 年 1 月 1 日より施行する。

第 1 章 総則

第 1 条 クリーン生産を促進し、資源利用効率を向上させ、汚染物質の発生を減少、回避し、環境を保護、改善し、人体の健康を保障し、かつ経済と社会の持続的発展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 本法にいう「クリーン生産」とは、設計の改善、クリーンなエネルギー及び原料の使用、先進的な工業技術及び設備の採用、管理改善又は総合利用等の措置を絶え間なく採用して、根本から汚染を削減し、資源利用効率を向上させ、生産、サービス及び製品使用の過程における汚染物質の発生又は排出を減少、回避し、もって人体健康及び環境に対する危害を軽減し、又は除去することを指す。

第 3 条 中華人民共和国の領域内において、生産及びサービス活動に従事する単位並びに関連管理活動に従事する部門は、本法の規定に従ってクリーン生産を組織し、実施する。

第 4 条 国は、クリーン生産を奨励し、促進する。国務院及び県級以上の地方人民政府は、クリーン生産を国民経済及び社会発展計画、並びに環境保護、資源利用、産業発展及び区域開発等の計画に組み入れなければならない。

第 5 条 国務院の経済貿易行政主管部門は、全国的なクリーン生産促進業務の組織及び調整を担当する。国務院の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び質量技術監督等の行政主管部門は、各自の職責に基づき、関連するクリーン生産促進業務を担当する。

県級以上の地方人民政府は、当該行政区域におけるクリーン生産促進業務の指導を担当する。県級以上の地方人民政府経済貿易行政主管部門は、当該行政区域におけるクリーン生産促進業務の組織及び調整を担当する。県級以上の人民政府の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び質量技術監督等の行政主管部門は、各自の職責に基づき、関連するクリーン生産促進業務を担当する。

第 6 条 国は、クリーン生産に関する科学研究、技術開発及び国際協力を奨励し、クリーン生産知識の宣伝及び普及を組織し、クリーン生産技術を普及させる。

国は、社会団体及び公衆がクリーン生産の宣伝、教育、普及、実施及び監督に参加することを奨励する。

第2章 クリーン生産の推進

第7条 国務院は、クリーン生産の実施に有利な財政税收政策を制定しなければならない。

国務院及びその関連行政主管部門並びに省、自治区又は直轄市の人民政府は、クリーン生産の実施に有利な産業政策、技術開発及び普及政策を制定しなければならない。

第8条 県級以上の人民政府経済貿易主管部門は、環境保護、計画、科学技術、農業、建設及び水利等の関連行政主管部門とともにクリーン生産の普及計画を制定しなければならない。

第9条 県級以上の地方人民政府は、当該行政区域における経済分布を合理的に計画し、産業構造を調整し、循環型経済を発展させ、企業が資源及び廃棄物の総合利用等の領域において協力するよう促進し、資源の高効率利用及び循環利用を実現しなければならない。

第10条 国務院及び省、自治区又は直轄市の人民政府の経済貿易、環境保護、計画、科学技術、農業等の関連行政主管部門は、クリーン生産情報システム及び技術コンサルティングサービスシステムの確立を組織、支持し、社会に対してクリーン生産の方法及び技術、再生利用できる廃棄物の需給並びにクリーン生産政策等に関する分野の情報及びサービスを提供しなければならない。

第11条 国務院の経済貿易行政主管部門は、国務院の関連行政主管部門とともに、定期的に、クリーン生産技術、加工方法、設備及び製品指導目録を公表する。

国務院及び省、自治区又は直轄市の人民政府経済貿易行政主管部門並びに環境保護、農業、建設等の関連行政主管部門は、関連する業種又は地区のクリーン生産指南及び技術手帳を編製し、クリーン生産の実施を指導する。

第12条 国は、資源を浪費し、環境を著しく汚染する後進的な生産技術、加工方法、設備及び製品について、期限付淘汰制度を実行する。国務院の経済貿易行政主管部門は、国務院の関連行政主管部門とともに期限付で淘汰する生産技術、加工方法、設備及び製品の目録を定めて公表するものとする。

第13条 国務院の関連行政主管部門は、必要に応じて、省エネ、節水、廃棄物再生利用等の環境及び資源保護の分野について製品標識を設けることを認可し、国の関連規定に従って相応の基準を定めることができる。

第14条 県級以上の人民政府の科学技術行政主管部門及びその他の関連行政主管部門は、クリーン生産技術、環境及び資源保護に有利な製品の研究及び開発並びにクリーン生産技術の模範及び普及業務を指導し、支持しなければならない。

第 15 条 國務院の教育行政主管部門は、クリーン生産技術及び管理の科目を関連する高等教育、職業教育及び技術訓練のカリキュラムに組み入れなければならない。

県級以上の人民政府の関連行政主管部門は、クリーン生産の宣伝及び訓練を組織的に展開し、公務員、企業経営管理者及び公衆のクリーン生産意識を向上させ、クリーン生産管理及び技術人員を育成する。

報道出版、放送映画、文化等の単位及び関連社会団体は、各自の特性を生かしてクリーン生産宣伝活動を行わなければならない。

第 16 条 各級人民政府は、省エネ、節水、廃棄物再生利用等の環境及び資源保護に有利な製品を優先的に採用しなければならない。

各級人民政府は、宣伝、教育等の措置を通じて、公衆が省エネ、節水、廃棄物再生利用等の環境及び資源保護に有利な製品を購入及び使用することを奨励しなければならない。

第 17 条 省、自治区又は直轄市の人民政府環境保護行政主管部門は、クリーン生産の実施に対する監督を強化しなければならない。また、クリーン生産促進の必要に応じて、企業の汚染物質の排出状況に基づき、当地の主要な媒体を通じて、定期的に、基準を超えて汚染物質を排出し、又は汚染物質の総排出量が規定の限量を超えている重大汚染企業の名簿を公表することができ、公衆が企業の実施するクリーン生産を監督できるよう根拠を提供する。

第 3 章 クリーン生産の実施

第 18 条 新築、改築及び増築のプロジェクトについては、環境影響評価を行い、原料の使用、資源の消耗、資源の総合利用及び汚染物質の発生と処理等に対して分析、論証を行い、資源利用効率が高くかつ汚染物質の発生量が少量であるクリーン生産技術を優先的に採用しなければならない。

第 19 条 企業は、技術改造を行う過程において、以下のクリーン生産措置を採用しなければならない。

- (1) 毒性が高く、危害が著しい原料の代わりに、無毒かつ無害又は低毒かつ低害の原料を使用すること。
- (2) 資源利用効率が低く、汚染物質発生量が多い工業技術及び設備の代わりに、資源利用効率が高く、汚染物質発生量の少ない工業技術及び設備を使用すること。
- (3) 生産過程で発生する廃棄物、廃水及び余熱等に対して综合利用又は循環利用を行うこと。
- (4) 国又は地方の規定する汚染物質排出基準及び汚染物質総排出量制御指標を達成することができる汚染防止改善技術を採用すること。

第 20 条 製品及び包装物を設計する場合は、その生命周期における人体健康及び環境への影響を考慮し、無毒、無害、毒性減少容易、解毒容易又は回収利用に便利な案を優先的に選択しなければならない。

企業は、製品を合理的に包装し、包装材料の過度の使用及び包装廃棄物の発生を抑えなけ

ればならない。

第 21 条 大型機電設備、機動運輸手段及び国務院経済貿易行政主管部門の指定するその他の製品を生産する企業は、国務院の標準化行政主管部門又はこれに授権された機構が制定する技術規範に従い、製品の主要部材に材料成分の標準マークを明記しなければならない。

第 22 条 農業生産者は、化学肥料、農薬、農業用ビニール及び飼料添加剤を科学的に使用し、栽培及び養殖技術を改良し、農産品の優良品質、無害及び農業生産廃棄物の資源化を実現し、農業環境汚染を防止しなければならない。

有毒、有害廃棄物を肥料として用い、又は農地造成に用いることを禁じる。

第 23 条 飲食、娯楽、ホテル等のサービス性企業は、省エネ、節水及びその他環境保護に有利な技術及び設備を採用して、資源を浪費し、環境を汚染する消費品の使用を抑えなければならない。又は当該消費品を使用しないようにしなければならない。

第 24 条 建築工事は、省エネ、節水等の環境及び資源保護に有利な建築設計案、建築・飾付材料、建築部材及び設備を採用しなければならない。

建築・飾付材料は、国の基準に合致しなければならない。有毒、有害物質が国の基準を超える建築・飾付材料を生産、販売及び使用することを禁じる。

第 25 条 鉱山資源の実地調査及び採掘については、資源の合理利用、環境保護及び汚染防止に有利な実地調査、採掘方法及び工業技術を採用し、資源利用水準を向上させなければならない。

第 26 条 企業は、経済技術的に実行可能であるという条件のもと、生産及びサービスの過程において発生する廃棄物、余熱等を自ら回収利用し、又は条件を満たすその他の企業及び個人に譲渡して利用させなければならない。

第 27 条 強制回収目録に列挙されている製品及び包装物を生産、販売する企業は、製品を廃棄し、包装物を使用した後に、当該製品及び包装物を回収しなければならない。強制回収する製品及び包装物の目録並びに回収方法は、国務院経済貿易行政主管部門が制定する。

国は、強制回収目録に列挙されている製品及び包装物に対して、回収利用に有利な経済措置を実行する。県級以上の地方人民政府経済貿易行政主管部門は、定期的に、製品及び包装物の強制回収の実施状況を検査し、かつ遅滞なく社会に検査結果を公表しなければならない。具体的な規則は、国務院経済貿易行政主管部門が制定する。

第 28 条 企業は、生産及びサービスの過程における資源消耗及び廃棄物発生の状況について監視測定を行い、かつ必要に応じて生産及びサービスに対してクリーン生産検査を実施しなければならない。

汚染物質の排出量が国及び地方の規定する排出基準を超え、又は関連地方人民政府の査定

を経た汚染物質総排出量制御指標を超える企業は、クリーン生産検査を実施しなければならない。

有毒、有害な原料を使用して有毒、有害物質を発生させ、又は生産中に有毒、有害物質を排出する企業は、定期的に、クリーン生産検査を実施し、検査結果を所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門及び経済貿易行政主管部門に報告しなければならない。

クリーン生産の検査規則は、国務院経済貿易行政主管部門が国務院環境保護行政主管部門とともに制定する。

第 29 条 企業は、汚染物質排出量が国及び地方の規定する排出基準に達する場合に、自由意思によって管轄権を有する経済貿易行政主管部門及び環境保護行政主管部門とさらなる資源の節約、汚染物質排出量の削減のための協議を締結することができる。当該経済貿易行政主管部門及び環境保護行政主管部門は、当地の主要な媒体を通じて当該企業の名称、資源節約及び汚染防止の成果を公表しなければならない。

第 30 条 企業は、自由意思の原則に基づき、国の環境管理システム認証に関する規則に従い、国の認証認可監督管理部門が授権した認証機構に対して認証申請を提出することができ、環境管理システムの認証を通じて、クリーン生産水準を向上させることができる。

第 31 条 本法第 17 条の規定に基づき、重大汚染企業名簿に挙げられた企業は、国務院環境保護行政主管部門の規定に従って主な汚染物質の排出状況を公表し、公衆の監督を受け入れなければならない。

第 4 章 奨励措置

第 32 条 国は、クリーン生産表彰奨励制度を確立する。クリーン生産活動において顕著な成績を収めた単位及び個人については、人民政府が表彰、奨励する。

第 33 条 クリーン生産の研究、模範及び育成訓練に従事し、国のクリーン生産重点技術改造プロジェクト及び本法第 29 条に規定する汚染物質排出量自主削減協議で取り決めた技術改造プロジェクトを実施するものについては、国務院及び県級以上の地方人民政府と同級の財政が手配した関連技術進歩専門資金の扶助範囲に組み入れるものとする。

第 34 条 国の規定に従い設立された中小企業発展基金においては、必要に応じて、中小企業が実施するクリーン生産を支持するために用いる適切な金額を手配しなければならない。

第 35 条 廃棄物を利用して製品を生産したもの及び廃棄物の中から原料を回収したものについては、税務機関が国の関連規定に従って増値税を減税し、又は免除する。

第 36 条 企業がクリーン生産検査及び育成訓練に用いる費用は、企業経営コストに組み入れることができる。

第5章 法律責任

第37条 本法第21条の規定に違反し、製品材料の成分を明記せず、又は事実に基づいて明記しなかった場合は、県級以上の地方人民政府質量技術監督行政主管部門が期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合は、5万元以下の過料に処する。

第38条 本法第24条第2項の規定に違反し、国家基準を超える有毒、有害な建築・飾付材料を生産、販売した場合は、製品品質法及び関連する民事、刑事法律の規定に従って、行政、民事、刑事上の法律責任を追及する。

第39条 本法第27条第1項の規定に違反し、製品又は包装物の回収義務を履行しなかった場合は、県級以上の地方人民政府経済貿易行政主管部門が期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合は、10万元以下の過料に処する。

第40条 本法第28条第3項の規定に違反し、クリーン生産検査を実施せず、又は検査は実施したが事実に基づいて検査結果を報告しなかった場合は、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合は、10万元以下の過料に処する。

第41条 本法第31条の規定に違反し、汚染物質排出状況を公表せず、又は規定の要求に従って公表しなかった場合は、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が公表し、10万元以下の過料を併科することができる。

第6章 附則

第42条 本法は、2003年1月1日より施行する。

※本翻訳は当協会が日本自転車振興会からの補助金を利用して作成した「中国制度情報調査報告書」（2003年3月）のなかから転用したものである。